

広島県告示第582号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成28年9月29日

厳島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

平成28年9月20日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

(第2工区)

廿日市市宮島口一丁目9097番3及び2621番3の地先公有水面

(2) 区域

(第2工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と20の地点を結んだ線により囲まれた区域。

1の地点 広島県廿日市市宮島町大字御山都市公園地頂上石の国土地理院二等三角点「御山」（北緯34度16分46秒4444，東経132度19分10秒5554，標高529.65m）から339度45分59秒，3801.67mの地点

2の地点 1の地点から 116度54分02秒 43.85mの地点

3の地点 2の地点から 206度49分48秒 25.25mの地点

4の地点 3の地点から 116度35分49秒 4.00mの地点

5の地点 4の地点から 206度54分24秒 8.70mの地点

6の地点 5の地点から 296度44分15秒 4.01mの地点

7の地点 6の地点から 206度53分22秒 8.06mの地点

8の地点 7の地点から 116度40分48秒 4.01mの地点

9の地点 8の地点から 206度55分03秒 26.98mの地点

10の地点 9の地点から 296度57分16秒 4.01mの地点

11の地点 10の地点から 206度53分22秒 8.06mの地点

12の地点	11の地点から	116度41分36秒	4.00mの地点
13の地点	12の地点から	206度55分02秒	8.73mの地点
14の地点	13の地点から	296度56分10秒	4.00mの地点
15の地点	14の地点から	206度53分56秒	30.39mの地点
16の地点	15の地点から	296度50分39秒	20.11mの地点
17の地点	16の地点から	346度57分08秒	36.72mの地点
18の地点	17の地点から	26度24分52秒	15.66mの地点
19の地点	18の地点から	295度59分21秒	0.36mの地点
20の地点	19の地点から	27度9分29秒	17.06mの地点

(3) 面積

(第2工区)

4,945.13平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成25年4月4日 広島県告示第332号

(平成25年3月27日付け指令港振第120号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

廿日市市